

商業・法人登記の申請には、

# QRコード付き (二次元バーコード付き) 書面申請が便利です！

令和2年1月14日から開始

簡単！  
便利！

## QRコード付き書面申請とは？

電子証明書をお持ちでなくても、「申請用総合ソフト」を利用して、登記申請に必要な情報をインターネット経由で送信した後、QRコードが印字された登記申請書を印刷し、添付書面とともに提出する申請の方法です。

## QRコード付き書面申請のメリット

- 申請用総合ソフト（無料）を使って、登記申請書を簡単・正確に作成することができます。
- 登記の処理状況の確認**が、自宅等のパソコンからできます。
- 登記事項をCDやDVDで提出する必要がありません。
- 電子署名及び電子証明書を添付する必要がありません。

是非ご利用ください！

法務省 QRコード申請



詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

【QRコード付き書面申請について】

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00001.html)

【登記・供託オンライン申請システム（登記ねっと）】

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

・法律の規定なく業務として登記申請の代理（登記申請書の作成を含む。）をすることはできません。  
※「QRコード」は、(株)デンソーウェブの登録商標です。


新潟地方法務局法人登記部門

# QRコード付き書面申請の手続の流れ

## Step 1

### 1 申請者情報の登録(申請者IDの取得)

- ・申請者IDをお持ちでない方は、初回のみ「登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと)」サイトから申請者情報の登録が必要です。

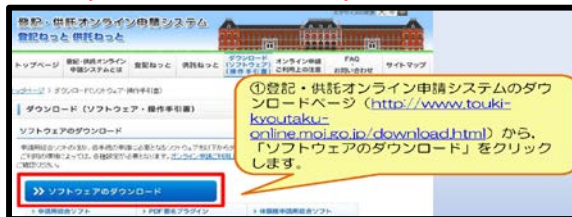
登記ねっと 

## Step 2

### 2 申請用総合ソフトのインストール

- ・下記のサイトからソフト(法務省提供)をダウンロードします。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html>



<ダウンロードでお困りの方は>  
登記・供託オンラインシステム操作  
サポートデスク(平日8:30~19:00)  
TEL:050-3786-5797  
(050ビジネスダイヤル)

## Step 3

### 3 QRコード付き書面申請書の作成

- ・申請用総合ソフトを起動し、画面左上の「申請書作成」をクリックし、
  - ▼「商業登記申請書」内の
  - ▼「書面提出用登記申請・嘱託書【署名不要】」の中から、
  - ▼「書面提出用登記申請書(会社用又は法人等用)【署名不要】」を選び、申請書の入力フォームに従って、必要事項を入力します。

## Step 4

### 4 申請データの送信

- ・申請書を編集した後、「完了」ボタンをクリックすると、申請データが保存されます。
- ・「申請データ送信」ボタンをクリックし、申請データを管轄の登記所へ送信します(電子署名の必要はありません。)

## Step 5

### 5 申請書の印刷、登記所への書類提出

- ・処理状況を更新し、申請データが登記所へ到達したことを確認した後、登記申請書(QRコードが左上に印字されたもの)を印刷します。
- ・印刷した申請書(QRコード付き)を必要な添付書類とともに管轄の登記所の窓口へ提出(持参又は郵送)してください。



パソコンで処理状況の確認ができ、登記が完了すると、手続終了のお知らせが通知されます。

申請用総合ソフトを利用すると、自宅等から登記事項証明書の請求もできます。  
詳しくは、【登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと)】をご覧ください。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/toukinet/top.html>

かんたん証明書請求 